

# 地方拠点強化税制

平成 27 年 6 月に改正された地域再生法に基づき、道の地域再生計画は平成 27 年 10 月 2 日付けで国の認定を受けました。

本社機能の移転又は拡充を行う事業者は、道に「地域活力向上地域特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受けることにより税制等の優遇措置を受けることができます。

(令和 2 年 9 月 1 日現在)

区 分		【拡充型事業】	【移転型事業】
		東京 23 区以外の道外から、又は道内企業が本社機能・研究所若しくは研修所（特定業務施設）を拡充して整備する事業	東京 23 区から道内に移転して本社機能・研究所又は研修所（特定業務施設）を整備する事業
主な施設整備計画の認定要件 ※着工等、賃貸借契約締結前に認定を受けること（令和 4 年 3 月 31 日まで）		○事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、施設整備計画に起因して従業員数が増減する全事業所（整備する特定業務施設及び特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所）において特定業務（事務所であって調査・企画部門等のために使用されるもの、研究所、研修所で重要な役割を担うもの）に従事する従業員数（移転等が行われる業務部門以外の特定業務に従事する従業員も含む。）が 5 人（中小企業者 2 人）以上の増加が見込まれること。 ○特定業務施設で特定業務に従事する常時雇用される従業員数が 5 人（中小企業者 2 人）以上であること。 ○特定業務施設において特定業務に従事する従業員数が 5 人（中小企業者 2 人）以上増加すること（移転型事業については過半数が東京 23 区からの転勤者であること又は初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では 1/4 以上で可）。 ○【移転型事業】事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、当該計画に従って行う業務部門の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所において特定業務に従事する従業員の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の地域の活力を失わせることがない場合は除く。	
優遇措置	オフィス減税の特例措置 ※施設整備計画の認定日から 2 年を経過する日までに取得すること	取得価額：2,000 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上） 建物、建物附属設備及び構築物の取得価額に対し特別償却 15%又は 税額控除 4% （法人税又は所得税）	建物、建物附属設備及び構築物の取得価額に対し特別償却 25%又は 税額控除 7% （法人税又は所得税）
	雇用促進税制の特例措置	限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%	
	中小機構による債務保証	保証限度：15 億円 保証割合：借入及び社債の元本の 30% 保証期間：10 年以内	
	道税の不均一課税 ※施設整備計画の認定日から 2 年以内に新設、増設すること	事業税 不均一課税（税率に乘じる割合） 1/10 ※土地は取得から 1 年以内に建物の建設に着手した場合に限る。	不動産取得税 不均一課税（税率に乘じる割合） 1/10
対象地域	美幌市、芦別市、滝川市、砂川市、深川市、奈井江町、札幌市小樽市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市石狩市、南幌町、当別町、室蘭市、白老町、函館市、北斗市七飯町、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、下川町、北見市網走市、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、釧路市、白糠町の一部区域		全市町村の一部区域

○本社機能（全社的な業務を行うもの又は各地域における支部などが複数事業所に対し行うもの）～総務・法務・人事監査及び施設管理部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門等  
 ○研究所～事業者による研究開発において重要な役割を担うもの（工場内の研究開発施設も含む）  
 ○研修所～事業者による人材育成において重要な役割を担うもの